



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)
Author(s)	佐藤, 鉄男//訳; SATO, Tethuo//Traduction; 町村, 泰貴//訳 他
Citation	北大法学論集, 39(3), 324-298
Issue Date	1988-10-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16640
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(3)_p324-298.pdf



資 料

1985年のフランス倒産法 に関する法文の翻訳 (4)

佐 藤 鉄 男
町 村 泰 貴

企業の裁判上の更生および清算に関する1985年12月27日デクレ1388号(続き)

目次

- 第1編 通常の裁判上の更生制度
 - 第1章 準備手続
 - 第2章 債権届出と調査
 - 第3章 企業継続または譲渡の計画
- 第2編 一定の企業に適用される簡易手続 (以上39巻1号)
- 第3編 裁判上の清算 (以下本号)
 - 第1章 清算人
 - 第2章 積極財産の換価
 - 第3章 処理終結
- 第4編 不服申立方法
- 第5編 法人およびその理事に対する特則
- 第6編 雑則
- 第7編 経過規定

第8編 最終規定

(注) 細目次および【参照条文】における略語は39巻1号参照

第3編—裁判上の清算

第1章—清算人

第119条【清算判決】 裁判上の清算を宣言する判決は、公開の法廷において下される。

判決は、書記の措置により、共和国検事以外の控訴を提起する資格を有する者に対して、執行吏送達がなされる。判決は第21条に定められた公示の対象となる。この判決の写しは、直ちに書記が第19条に掲げられた機関に送付する。

- ② 裁判所は、1985年1月25日法律第53条に定められた失権期間と両立する限度で、清算判決の民事商事公告官報への公示のときから起算される債権届出期間の延長を命じることができる。その場合、公告には債権届出期間の延長を記載する。

【参照条文】法 art. 53, 148.

第120条【清算人と管理人の通知義務】 清算人、または裁判上の清算の宣言の後に企業の管理を確保する管理人は、事業が継続された期間の後に、事業の結果について、主任官および共和国検事に通知する義務を負う。

【参照条文】法 art. 150, 153.

第121条【清算人による口座利用】 清算人は、清算を宣言する判決から6ヵ月の期間の間、債務者の銀行口座または郵便口座を自己の署名により行使することができる。この期間の後、この口座の利用は主任官の許可および共和国検事の意見に依る。

【参照条文】法 art. 152.

第122条【清算人による一覧表の補完手続】 清算人は第61条に規定された債権一覧表を補足する。清算人はこの一覧表を書記課に提出する。書記は民事商事公告官報に提出通知を公示させる。

- ② 債権者への情報および一覧表の作成に関する異議は上記第61条第3項の規定により規律される。清算人は管理人の立場と地位をもって弁論期日に呼び出される。

【参照条文】旧法 D. art. 76.

法 art. 40, 148.

第123条【清算人による報告】 清算人は主任官および共和国検事に対して、以下の事項を指摘した報告書を3ヵ月毎に交付する。

- 1号 積極財産換価の様々な処理。
- 2号 預金供託金庫へ振り込まれた金額。
- 3号 債権者になされた分配の状況。

【参照条文】 法 art. 150.

第124条【仲裁・和解の処理手続】 1985年1月25日法律第158条の適用の下で主任官が清算人に対して仲裁契約を結びまたは和解をなすことを許可する場合、書記は、主任官の裁判の3日前に、債務者を弁論期日に召喚し、この召喚状に清算人の申請の写しを添付する。

- ② 仲裁契約または和解が裁判所の認可に服するべき場合、債務者は同じ条件の下で召喚される。

【参照条文】 旧法 D. art. 79.

法 art. 158.

第2章—積極財産の換価

第1節—不動産の売却

第1小節—不動産差押または随意競売の方法による売却

1. 共通規定

第125条【売却許可命令の内容】 1985年1月25日法律第154条の適用により不動産差押または随意競売の方法による売却を許可した主任官は、以下の事項を定める。

- 1号 売却される財産のそれぞれの最低売却価格および売却の重要な条件。
- 2号 財産の価額、性質および所在地に応じた公示方法。
- ② 上記法律第161条の適用により売却が債権者によって追行される場合、最低売却価格は追行債権者との合意により定められる。
- ③ 主任官は、この最低売却価格に達する入札がなければ、より低い最低売却価格を定めて売却をなしうることを、明らかにすることができる。主任官は、財産の価額

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (4)

および構成から正当化される場合、全体的または部分的評価をなさしめることができる。

【参照条文】旧法 D. art. 82.

法 art. 154, 161.

第126条【命令の送達等】命令は、主任官の定めた方式に基づき、書記の措置によって、債務者、および命令の中で名前が指摘されており選定住所の登録されている債権者に対して送達される。

- ② 命令は民法典第2217条および民事訴訟法典第673条に定められた支払催告の代わりとなり、民事訴訟法典第674条の支払催告について定める条件の下で、清算人または追行債権者の要求により、財産所在地の抵当権保存所において公示される。
- ③ 抵当権保存吏は、支払催告が既に公示されていた場合であっても、命令の公示手続をなす。この支払催告は命令の公示のときからその効果の発生を終える。

【参照条文】旧法 D. art. 82.

法 art. 154.

第127条【負担目録】追行者または委託された公証人は負担目録を作成する。

- ② 負担目録は、売却を許可した命令を表示し、売却される財産を特定し、最低売却価格、売却条件および第140条に定められた規則による代金支払方法を記載する。

【参照条文】法 art. 41, 154.

第128条【清算人の競落不適格】清算人は、その個人の名においても、債権者の代表者の資格においても、債務者の不動産の競落人として宣言されることはできない。

【参照条文】旧法 D. art. 82.

法 art. 154.

2. 不動産差押による売却についての特別規定

第129条【民法典の適用】不動産差押による売却は、本デクレの規定に反しない限り、民事訴訟法典第5巻第12編の規定に服する。

【参照条文】法 art. 154.

第130条【売却許可命令の記載事項】 清算人または追行債権者の請求により下された不動産差押の方法による売却を許可する命令は、上記第125条に規定された表示の外に、民事訴訟法典第673条第2項第4号、第5号、第6号および第7号で求められている項目を含む。

【参照条文】旧法 D. art. 82.

法 art. 154.

第131条【複数の不動産の同時売却】 主任者は、清算人または債権者に対して、複数の不動産の売却を、それらが異なる大審裁判所の管轄区域に存する場合であっても、同時に追行することを許可することができる。

- ② 主任官は、それらの財産の売却が、その不動産のそれぞれが管轄区域内にある大審裁判所において追行されるか、債務者の住所または企業の本社が管轄区域内にある大審裁判所において追行されるかを決定する。

【参照条文】旧法 D. art. 82.

法 art. 154.

3. 随意競売の方法による売却についての特別規定

第132条【随意競売許可命令の記載事項】 随意競売の方法による売却を許可する命令は、第125条に規定された表示の外に、民事訴訟法典第673条第2項第4号および第5号で求められている項目を含む。この命令は競売を進める公証人を指名する。

【参照条文】法 art. 154.

第133条【公証人による通知・召喚】 公証人は、受領通知請求付書留書簡により、命令の公示の後に交付された債権表に記載された登録債権者に対して、競売のため定められた日付の遅くとも2ヵ月前までに、公証人の事務所において提出された負担目録の伝達を受けるべきことを、およびその日付の遅くとも1ヵ月前までに自己の陳述および見解をそれに記載させるべきことを通知する。同じ書簡により、公証人は債権者を売却期日に召喚する。

- ② 清算人および債務者はあらかじめ遅くとも1ヵ月前に公証人によって売却期日に召喚される。

【参照条文】法 art. 154.

第134条【入札、競落、再売買】入札は弁護士の関与なしにすることができる。入札が最低売却価格の金額に達しない場合、公証人は最も高い申込を確認し、その申込の金額について仮に財産を競落させることができる。最低売却価格を定めた主任官は、公証人またはあらゆる利害関係者の申請により係属し、競落の確定および売却の実行を宣言すること、あるいは1985年1月25日法律第154条に規定された方法の一つによって新たな売却をなすことを命じることができる。新たな売却が入札による売却である場合、主任官は15日間を下回らない新たな売却の期間、最低売却価格および公示方法を定める。

【参照条文】法 art. 154.

第135条【増価入札の手続】競落到続く10日の期間内、すべての者は、売却を進めた公証人がその管轄区域内に存する大審裁判所書記課への届出によって、10分の1の増価入札をなすことができる。

② 増価入札人は、この届出を執達書により、民事訴訟法典第709条の期間内に競落人の本人またはその住所に通告し、この届出を公証人に通知する。裁判所は、増価入札を有効とする判決により、同一の公証人に新たな競売を委ね、その公証人は以前に作成された負担目録により進める。

③ 増価入札の後2回目の競売が行われた場合、同一財産についてそれ以後の増価入札は行うことができない。

【参照条文】法 art. 154.

第136条【無謀な入札の処理】無謀な入札がある場合、手続は売却を進めた公証人が管轄区域内に存する大審裁判所の下で追行される。競落人が競落の条項および条件を履行しないことを確認する証明書は清算人によって交付される。競落調書は大審裁判所の書記課に提出される。

【参照条文】法 art. 154.

第137条【民訴法典の適用】随意競売の方法による売却は、民事訴訟法典第701条、第705条から第707条まで、第711条から第713条まで、第733条から第741条bまで、および

第742条の規定に服する。

【参照条文】法 art. 154.

第2小節—合意による売却

第138条【合意による売却手続】1985年1月25日法律第154条の適用により与えられた、一つないし複数の不動産の合意による売却の許可は、不動産のそれぞれの代金および売却の重要な条件を定める。

- ② 命令は第126条第1項に従って送達される。
- ③ 清算人は売却の実行に必要な行為を行う。清算人は、その個人の名においても、債権者の代表者の資格においても、債務者の不動産の買受人となることができない。

【参照条文】法 art. 154.

第2節—生産設備の売却

第139条【買受申込の処理】清算人は、1985年1月25日法律第155条の適用の下で受け取った申込に関して、同条第5項に規定された者の意見を取り纏める。この意見は、債務者および監査委員が任命されているときは監査委員の見解、ならびに企業委員会または企業委員会がないときは従業員代表委員の討議の議事録、ならびに同法第139条第2項に定められた場合においては被用者の代表者の意見とともに、譲渡請求に添付される。

- ② 共和国検事は、その請求により買受申込の伝達を受ける。
- ③ 清算人は譲渡実行に必要な行為を行う。清算人は、その個人の名においても、債権者の代表者の資格においても、財産の買受人となることはできない。

【参照条文】法 art. 155.

第3節—順位に関する手続

第140条【競落人の公示・振り込み義務】競落人は、競落証書または判決を、その日付から2ヵ月以内に、および控訴の場合は認容判決から2ヵ月以内に抵当権保存所

に公示させ、これを怠れば、清算人の要求により無謀な入札に基づく再売却がなされる。

- ② 競売から3ヵ月以内に競落人は、清算人が預金供託金庫に開設した預金口座に、売却が確定した日から支払日までの法定利率による利息を含めた競落代金全額を振り込む。この期間が過ぎると、清算人は競落人に対して、受領通知請求付書留書簡により、無謀な入札に基づく再売却を制裁として、振り込みをなすことを命じる。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第1小節—順位手続

第141条【順位手続の開始】 売却の公示のときから清算人は、債権者間の順位を整理し代金配当を行うために、抵当権保存吏に対して、民法典第2196条に従った登記一覧表を求める。

- ② 合意による売却の場合、清算人は、民法典第2181条以下に規定された滌除手続の完了および預金供託金庫への代金振り込みの後に、職権により、または買受人もしくはあらゆる利害関係者の求めにより、順位手続を開始する。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第142条【弁済順位表】 競売の場合は売却代金の振り込みの後、または合意による売却の場合は滌除手続の完了後、清算人は、登録、承認された債権、および1985年1月25日法律第40条に規定された債権一覧表に基づいて、弁済順位表を作成する。清算人は、有用と認めるときは、登録された債権者、競落人または買受人を召喚する。順位表は、裁判上の更生手続が進行していた裁判所の書記課に、清算人の責任において提出される。あらゆる者がこの順位表を閲覧することができる。

- ② 書記は、一つないし複数の法定公告紙における公告により、ならびに最初の公告をなした法定公告紙の表示および第148条に定められた不服申立の期間の記載を含む民事商事公告官報への公告により、債権者および競落人または買受人に弁済順位表の提出を通告する。

- ③ 書記はさらに、主任官が免除しない限り、順位による弁済を受ける各債権者および不動産に登記のある各債権者に対して、その選定住所に、弁済順位表の写しを送

付し、上記第148条に定められた不服申立の期間および方法を指摘する。

【参照条文】旧法 D. art. 85.

法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第143条【仮登記の取扱い】仮登記がある場合、債権者は民事訴訟法典第54条に定められた本登記のための提示に基づいてでなければ支払を受けることができない。任意抹消の場合、あらゆる利害関係者は順位手続の再開を求めることができる。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第144条【順位手続の終結】異議が提起されない場合、清算人は第148条第1項に定められた期間満了に続く15日以内に、順位手続の終結をなす義務を負う。清算人は、裁判上の更生手続が進行していた裁判所の書記課に、順位手続終結調書を提出する。

- ② 順位による弁済を受ける債権者に対して負う利息および延滞金の進行は、順位手続終結調書の提出のときから、債務者との関係で終了する。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第2小節—登記の抹消

第145条【登記抹消の手続】売却代金が第140条に定める方法により支払われ、債権者がその登記の任意抹消を行わない場合、清算人は、登記抹消を宣言させる。この目的で、清算人は、裁判上の更生手続が進行していた大審裁判所またはその管轄区域内で手続が進行していた大審裁判所の順位手続裁判官を係属させる。清算人はその請求に、登記一覧表、弁済順位表、および民事訴訟法典第713条に規定された売却に先立つ費用の支払証明書を添付する。清算人は、順位手続終結調書を作成したときはそれを送付する。

- ② 滌除手続の完了および売却代金の振り込みの後、買受人は、登記抹消を宣言させるために前項に定められた裁判所の順位手続裁判官を係属させることができる。買受人はその請求に、登記一覧表および上記の売却に先立つ費用の支払証明書を添付する。

- ③ この裁判所の書記は、自己の登記の任意抹消を行わない債権者に対し、その選定住所に、受領通知請求付書留書簡により、故障申立のため、この書留書簡送付のと

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

きから30日の期間を有することを通知する。

- ④ 順位手続裁判官は故障申立について裁判し、登記抹消を命じる。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第146条【抵当権保存吏に対する書類交付等】 清算人は抵当権保存吏に対して、順位手続最終調書の謄本、登記抹消を宣言した順位手続裁判官の命令の謄本、または債権者がその登記の任意抹消を行う証書を交付する。

- ② 保存吏は登記抹消をなすが、なお、民事訴訟法典第54条に定める本登記をなす義務を負う。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第147条【手続費用】 清算人は抹消の費用および1985年1月25日法律第40条に定められた規則に従い弁済を受ける順位手続の遂行の費用を定める。清算人はさらに、順位による弁済を受けるべき順位にある各債権者の費用の数额確定をなし、その者に支払うべき金銭を定め、弁済を行う。

第3小節—異議

第148条【異議申立の期間・手続】 異議は、弁済順位表の提出を通知する民事商事官報への公告のときから30日の期間内に提起される。異議は裁判上の更生手続が進行していた大審裁判所またはその管轄区域内で手続が進行していた大審裁判所の書記課への届出によりなされる。

- ② 異議は、その書記課への提出から10日以内に、執達書により関係する債権者および清算人に通告され、これを怠れば不受理となる。この執達書は、債権者および清算人がその通告のときから15日の期間内に弁護士を選任すべきことを指摘する。

- ③ 異議は民事訴訟法典第761条から第764条まで、第766条および第768条の規定に服する。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第149条【異議申立中の順位手続追行】 異議がある場合でも清算人は、順位を整序すること、および異議のある債権に優先する債権に弁済証書を交付することができる。

清算人はまた、異議のある債権のために十分な金銭を留保して、劣後する債権の順位を整序することもできる。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第150条【異議の裁判確定後の処理】控訴期間の満了に続く8日以内に、および控訴があった場合には控訴審判決の執行吏送達から8日以内に、清算人は第144条から第147条までに従い異議のある債権および劣後する債権の順位を最終的に整序する。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第151条【無謀な入札がある場合の修正】順位手続の間に、および最終的整序の後でも無謀な入札による競売があった場合、清算人は、競売の結果に従い、弁済順位表、および順位手続調書に記載された債権者に支払うべき金額を変更し、対応する弁済を行う。

【参照条文】法 t. 3, ch. 3, s. 1.

第3章一処理終結

第152条【終結判決の公示】債務の消滅または積極財産の不足を理由とする手続終結を宣言する判決は第21条に定められた公示の対象となる。

【参照条文】旧法 D. art. 88, 91, 93.

法 art. 167.

第153条【計算書の提出等】清算人はその計算書を、裁判上の清算処理の終結から3ヵ月以内に、債務者に交付し、書記課に提出する。

② この計算書は積極財産の換価および代金の分配の処理の明細を明らかにする。あらゆる債権者は書記課においてこれを閲覧することができる。

③ 債務者はこの計算書に対し、第88条第4項に定められた方法に従い異議を述べることができる。

【参照条文】旧法 D. art. 87, 94.

法 art. 168.

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

第154条【積極財産不足による終結と支払の命令・執行文】債権の承認を受け、1985年

1月25日法律第169条に従いその個別的訴求権を回復した債権者は、申請に基づいて裁判所所長が下した命令により、同条第3項に定められた名義を得ることができる。

- ② 同法第169条第1項に定められた場合、命令は債務者を審尋しまたは呼び出して下される。
- ③ 命令はその債権者の最終的承認および積極財産不足を理由とする終結判決を引用し、支払の法廷命令を含み、書記により執行文を付与される。

【参照条文】旧法 D. art. 90.

法 art. 169.

第4編—不服申立方法

第155条【仮執行とその停止】裁判上の更生および清算に関して下された判決および命

令は、1985年1月25日法律第34条、第78条および第159条第2項に規定された裁判、ならびに同条第192条に定められた個人破産または禁止を宣言する裁判を除き、当然に仮執行できる。

- ② 同法第177条第2項に規定された判決の仮執行は、控訴された場合に、控訴理由として援用された事由が相当であると認められるときに控訴院院長のレフェレによる裁判によってでなければ、停止されることはできない。

【参照条文】旧法 D. art. 107.

法 art. 34, 78, 159, t. 4, 185.

第156条【故障・第三者による判決取消の申立期間】故障申立および第三者による判決

取消の訴えは、それらが受理される場合、裁判上の更生および清算、個人破産またはその他の制裁に関して下された判決に対して、その判決の言渡しから10日の期間内に、書記課への届出によって提起される。

- ② しかしながら、法定公告紙または民事商事公告官報への公告手続に服する判決については、この期間は民事商事公告官報への公示の日からでなければ進行しない。

【参照条文】旧法 D. art. 105, 107.

法 art. 185, t. 4,

第157条【控訴申立期間】1985年1月25日法律第174条に規定された判決に対する、共和国検事および譲受人の控訴期間は、判決言渡しから3日とする。

② 書記は、1985年1月25日法律第86条に定められた場合、契約相手方に対して、判決言渡しから遅くとも48時間以内に通常書簡により通知する。契約相手方の控訴期間は判決言渡しするときから10日とする。

③ その他の裁判の控訴期間は、当事者への送達の時または第19条に定められた方式により共和国検事に与えられた通知の受領のときから10日とする。

【参照条文】旧法 D. art. 106.

法 art. 86, 174.

第158条【共和国検事による控訴申立】共和国検事による控訴は、控訴院書記課に交付または送付される控訴届出によりなされる。

② この届出が郵便によってなされる場合、控訴提起の日はその発送の日とする。

【参照条文】法 t. 4,

第159条【不服申立資格の証明】企業委員会または従業員代表委員の名において不服申立方法を行使する者、あるいは1985年1月25日法律第139条第2項に定められた場合に被用者の代表者は、その資格を証明しなければならず、これを怠れば不受理となる。

【参照条文】法 t. 4,

第160条【控訴認容の場合の処理】控訴院の書記は、判決が公示に服する裁判を取り消す場合、第21条に定められた公示措置の完了のために裁判所の書記に対して、判決の写しを判決言渡しから8日以内に送付する。書記は判決を、当事者に対して受領通知請求書留書簡により送達する。

【参照条文】旧法 O-D. art. 21.

法 t. 4,

第161条【控訴院の審理手続】1985年1月25日法律第171条および第174条に規定された

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

判決に対する控訴の場合、控訴院院長は、控訴届出の書記課への交付のときから、弁論期日の日付を定める。

- ② 書記は、控訴届出を添付し、代訴士を選任すべきこと、これを怠れば第一審の攻撃防御方法にかぎると見なされることを指摘した受領通知請求付書留書簡によって、以下の者を召喚する。

1号 法第171条に規定された判決に対する控訴については、当事者および裁判上の受託者。

2号 法第174条1.に規定された判決に対する控訴については、任免の措置が向けられている当事者。

3号 法第174条2.に規定された判決に対する控訴については、第一審で訴訟進行する資格を有した者。

4号 譲渡計画を確定、変更または拒絶する判決に対する控訴については、場合により管理人、計画実施監査人、または清算人。

- ③ 債務者、債権者の代表者、企業委員会または従業員代表委員の代表者、および同法第139条第2項に定められた場合被用者の代表者は、それらの者が上の規定の適用により召喚されないときは、審尋されまたは書記により召喚される。同様に、譲受人、同法第86条に規定された契約相手方が控訴人でないときはその契約相手方、同法第93条に規定された質権者、または経営貸借の引受人は、審尋されまたは召喚される。

④ 弁論期日の前5日間は、参加は受理されない。

⑤ あらゆる場合に検事長は弁論期日の日付を通知される。

⑥ 弁論期日の日において、部長は被控訴当事者がその防御を準備することができるために十分な時間が召喚から経過したことを確かめる。必要な場合、部長は後の弁論期日への呼出を命じる。

⑦ 被控訴人が代訴士を選任した場合、弁論は直ちに、または直近の弁論期日においてそのままの状態でなされる。被控訴人が代訴士を選任しない場合、控訴院は対審的と見なされる判決により裁判する。

⑧ 控訴院は、1985年1月25日法律第174条に規定された判決の言渡しに続く2ヵ月以内に、本案について裁判しなければならない。

⑨ 書記は、当事者および破毀申立を提起することのできる者に対して、判決を受領通知請求付書留書簡により送達する。書記は判決言渡しについて、上記第3項に規

定された者に対して通知する。

【参照条文】旧法 D. art. 108, 109.

法 art. 171, 174, t. 4,

第162条【検察官による破毀申立】検察官の破毀申立は、第158条に定められた規則に従い、破毀院書記課への届出によりなされる。

第5編—法人およびその理事に対する特則

第163条【手続拡張等の裁判の管轄】1985年1月25日法律第180条、第181条および第182条に定められた場合に裁判する管轄裁判所は、法人の裁判上の更生を言渡した裁判所とする。

【参照条文】旧法 art. 97.

法 art. 180, 181, 182.

第164条【関係理事の召喚と裁判】法律第180条から第182条までの適用について、該当する理事は、評議部におけるその審問の遅くとも8日前に、執達書により、または第8条もしくは第9条に定められた方式により、召喚される。

- ② 1985年1月25日法律第183条に規定された裁判上の受託者は、その受託者が請求者でないときは、書記が召喚する。
- ③ 裁判所は、主任官をその報告について審尋して、公開の法廷において裁判する。

【参照条文】旧法 D. art. 95, 96.

法 art. 180, 181, 182.

第165条【債務負担と理事自身の更生手続】法人の理事が既に裁判上の更生または清算の手続に服している場合、その理事の負担とする負債額は、理事に対して開始された手続において指名された債権者の代表者または清算人の参加の後に、法人の裁判上の更生を言渡した裁判所が定める。下された裁判は、訴権を行使した裁判上の受託者の請求により、理事の裁判上の更生手続における債権表に記載される。

【参照条文】旧法 D. art. 98.

法 art. 180, 181.

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (4)

第166条【更生手続中の理事に対する手続拡張】既に裁判上の更生手続に服している理事に対して、1985年1月25日法律第182条の適用の下で裁判上の更生を言渡す場合、手続の進行は、その理事に対して既に裁判上の更生を言渡していた裁判所の下で続けられる。

- ② 法人の裁判上の更生において承認された債権者は、理事の裁判上の更生においても当然に承認される。
- ③ 理事の支払停止の日付は、1985年1月25日法律第182条の最後から2番目の項に定められた日付より後にすることはできない。

【参照条文】旧法 D. art. 99.

法 art. 182.

第167条【手続拡張判決の公示】1985年1月25日法律第180条から第182条までの適用の下でなされる判決は、書記が第19条に掲げられた機関に送付する。この判決は第21条に定められた登録簿または名簿に記載される。

- ② 上記法律第181条および第182条の適用の下で言渡される判決のみは、その抄本をもって、第21条に定められた条件により、法定公告紙および民事商事公告官報に公示される。民事商事公告官報への公示は、商業・会社登録簿へ登録される法人の社員または理事に関する場合その法人の登録番号の下でなされ、社員または理事自身が商人である場合にその公示はその登録簿への個人登録番号の下でなされる。

【参照条文】旧法 D. art. 100.

法 art. 180, 181, 182.

第168条【裁判上の受託者の通知義務】1985年1月25日法律第191条に規定された裁判上の受託者が同法第187条から第190条までに定められた事実を知った場合、受託者はその事実を共和国検事および主任官に通知する。

【参照条文】旧法 D. art. 102.

法 art. 187, 188, 189, 190, 191.

第169条【個人破産の審理】1985年1月25日法律第187条から第190条までに定められた場合、裁判所は職権で、または第164条に定められた条件の下で係属する。裁判所

は同条に定められた方法に従い裁判する。

【参照条文】旧法 D. art. 101.

法 art. 187, 188, 189, 190, 191.

第170条【個人破産等の判決の公示】 刑事訴訟法典第768条（第5号）により前科簿になされた記載とは別に、1985年1月25日法律第4編に定められた個人破産またはその他の制裁を宣言する判決は、第21条に定められた公示の対象となり、第19条に規定された機関に書記が送付する。

(注) アンダーライン部分の第4編は第6編の誤りであろう。

【参照条文】旧法 D. art. 104.

法 art. 195.

第171条【資格剥奪等の免除申請と裁判】 資格剥奪、禁止および不能の免除のためのあらゆる請求は、裁判上の更生を言渡した裁判所に申請をもって提起される。この申請には債務弁済への寄与を証明するあらゆる文書を添付する。

② 裁判所は、請求者および共和国検事を評議部において審尋した後、公開の法廷において裁判する。

第6編—雑則

第172条【預金供託金庫】 債務者に属する財産が第三者によって預金供託金庫に供託された場合、金庫は、管理人、計画実施監査人、または清算人の職務を遂行する裁判上の受託者が開設した預金口座に、この財産を、それに付随する権利、負担および登録とともに移転する。裁判上の受託者は、買受人および債権者に対して、その担保権から生じる義務に拘束される。

【参照条文】法 art. 41, 151.

第173条【同前】 預金供託金庫に振り込まれた金銭については、故障申立は受理されない。

【参照条文】法 art. 41, 151.

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

第174条【関連事項の専属管轄】 裁判上の更生手続について係属する裁判所は、大審裁判所の管轄に属すべき管理人、債権者の代表者、計画実施監査人、または清算人に対して行使される民事責任訴権を除き、1985年1月25日法律に定められた裁判上の更生および清算、個人破産またはその他の制裁に関するすべてのことについて管轄する。

【参照条文】旧法 D. art. 112.

法 art. 7.

第175条【新民訴法典の準用】 1985年1月25日法律に定められた事項において大審裁判所の下で適用される追行方式は、同法および本デクレの規律していないことすべてにつき、新民事訴訟法典第853条以下により定められる。

- ② 自ら出席しないすべての当事者は、弁護士によってでなければ代理されることはできない。

【参照条文】旧法 D. art. 113, 115.

法 art. 7.

第176条【アルザス・ロレーヌ地方の特則】 1985年1月25日法律に定められた事項においてバ・ラン県、オー・ラン県およびモーゼル県の大審裁判所の下で適用される追行方式は、これらの県にフランス商事法の導入をもたらす1924年6月1日法律第31条、および同じくこれらの県における法典適用に関する新民事訴訟法典付則第37条から第39条までにより定められる。

【参照条文】法 art. 234.

第177条【同前】 バ・ラン県、オー・ラン県およびモーゼル県において、執行裁判所は以下の事項を管轄する。

1号 1985年1月25日法律第154条の適用の下で主任官によりなされる裁判の執行の困難について。

2号 清算人による順位整序に関する異議について。

- ② 清算人は、その個人の名においても、債権者の代表者の資格においても、債務者の不動産の競落人と宣言されることはできない。

【参照条文】法 art. 234.

第178条【同前】 バ・ラン県、オー・ラン県およびモーゼル県における本デクレの規定の適用について、《抵当権保存所》または《抵当権保存吏》という言葉は、《不動産役場》を意味するものとして解釈されなければならない。

【参照条文】法 art. 234.

第179条【租税債権に関する特別】 租税債権についてなされる免除、軽減、または和解は、租税手続規程L. 247条に定められた限度および条件において、裁判上の更生または清算手続に服する企業に対して同意されることができる。

- ② 通常の裁判上の更生制度において、官庁は、債権者の代表者の書面による請求について、その提出日に続く6週間の期間内に裁判する。この期間は、官庁が、租税等紛争委員会に諮問しなければならない場合には、8週間とされる。簡易手続において、官庁は、4週間の期間内に裁判し、委員会への諮問の場合には6週間とする。
- ③ 租税手続規程R. 247-12条およびR. 247-13条に定められた30日および15日の期間は適用しない。
- ④ 猶予期間内に官庁が応答しない場合、請求の拒絶と見なされる。

【参照条文】法 art. 24.

第180条【国庫等の担保権の処理】 1985年1月25日法律第24条第3項に定められた抵当権または先取特権の順位の譲渡またはそれらの担保権の放棄は、債権の事前の消滅を伴わずに、1978年3月31日デクレ486号に定められた財務関係課長委員会への諮問の後で同意されることができる。この処理に関する費用は、債務者の負担とする。

【参照条文】法 art. 24.

第181条【国庫等の債権の免除】 国庫の法務・訟務課長、および国庫会計官は、租税または公共財産に係わらない債権について、免除に同意する権限を有する。

- ② それらの者は、この権限を1963年6月24日デクレ608号に定められた条件の下で必要な限り行使する。
- ③ しかしながら、上記デクレ第13条に定められた意見は、国庫の訟務官として、または大臣の委任により行動する法務課長の権限に関して、以下の構成員による限定的構成の紛争委員会の与える意見に置き換えられる。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

1号 会計院の検査官、これを委員長とする。

2号 コンセユ・デタの調査官または傍聴官。

3号 出納管理局長またはその代行者。

④ 通常の裁判上の更生制度においては、債権者の代表者の書面による請求について、その提出日に続く6週間以内に裁判される。この期間は、限定的構成の紛争委員会への諮問がある場合8週間とされる。簡易手続においては、請求について4週間の期間内に裁判され、その期間は委員会への諮問がある場合6週間とされる。

⑤ 猶予期間内に官庁が応答しない場合は、請求の拒絶と見なされる。

【参照条文】法 art. 24.

第182条【新民訴法典の文言の調整】 新民事訴訟法典第425条第2号において、《および裁判上の整理または財産の清算手続について、法人が対象となるとき、および》という文言は、《および裁判上の整理または財産の清算手続、裁判上の更生および清算手続について、法人が対象となるとき、ならびに》という文言に置き換えられる。

【参照条文】法 t. 8.

第183条【労働法典の改正】 労働法典R. 321-10条は以下の規定に置き換えられる。

《R. 321-10条—経済的理由による解雇案について管理人または管理人がないときは使用者もしくは清算人がL. 321-7条第2項によりなす意見請求は、以下の情報を含む。

《1号 使用者の氏名、住所。

《2号 企業の事業の性質。

《3号 裁判上の更生手続開始判決が言い渡された日付。

《4号 解雇案の経済、金融または技術に関する理由。

《5号 解雇が予定される被用者数。

《6号 関係する職業資格。

《7号 事業所において雇用される常勤または非常勤の被用者数。

《8号 解雇を避けるためまたはその数を限定するために、および解雇が避けられない被用者の再就職を容易にするためにとられた措置。

《9号 解雇の予定日程。

《② L. 321-10条に定められた従業員代表者の集会の議事録、または企業の裁判

上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第139条第2項に定められた場合における被用者の代表者の意見は、L. 321-7条に規定された期間の満了前に行政機関へ送付される。》

【参照条文】法 art. 222.

第184条【1951年2月17日デクレの改正】 備え付け設備および資材の質権に関する1951年1月18日法律の適用のため制定された1951年2月17日デクレの第3章の標題は、以下の標題に置き換えられる。

《第3章—裁判上の更生において継続計画に服する企業に属する備え付け動産の一時的売却禁止措置の登録手続》

(注) アンダー・ライン部分は底本に誤りがあると思われるので訂正した。

【参照条文】法 t. 8.

第185条【同前】 上記1951年2月17日デクレ第3章は、以下の第8条から第11条までを含む。

《第8条—企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号第70条の適用の下で、企業の継続計画を確定または変更する裁判が、債務者の備え付け動産の一時的売却禁止を宣言し、それが既判事項の確定力を得た場合、債務者または計画実施監査人は、営業財産の売却および質権についての1909年3月17日および4月1日法律の適用のため制定された1909年8月28日のデクレ第1条に定められた登録簿への売却禁止措置の登録を請求する。

《第9条—債務者または計画実施監査人は、企業本社を管轄区域内に有する商事裁判所の書記に、下された裁判の写しに以下の事項を含んだ登録明細書を添付して提出し、または第三者にこれを提出させる。

《1号 自然人の場合債務者の名字名前、法人の場合はその名称または合名会社名、企業本社の住所、商業・会社登録簿または職人名簿への登録番号。

《2号 下された裁判の日付。

《3号 一時的売却禁止が課された備え付け財産の簡単な指定、それが保管されている場所、移動することができる場合はその表示。

《4号 売却禁止措置の存続期間。

《② 書記は、登録がなされた日付の記載および前条に規定された登録簿において

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

付されている番号を、明細書に記載する。

《③ 明細書は、本デクレ第2条および第4条に定められた条件の下で作成保存され、その一通は債務者に交付される。

《④ 書記は、債務者に関する登録番号の表示を付けて、債務者のアルファベット順索引を保持する。》

《第10条—明細書はその作成時による作成番号を付される。

《② この書面は本デクレ第8条に規定された登録簿に登録され、以下の事項を記載された登録簿の受理抄本が交付される。

《1号 前項所定のようにこの書面に付された作成番号。

《2号 この書面の提出の日付。

《3号 その提出目的の表示とともに、この書面の数および性質。

《4号 債務者の氏名または名称。

《5号 売却禁止財産の性質および所在地、ならびにそれを移動することができる場合はその記載。

《第11条—書記は、登録明細書の余白に、上記1985年1月25日法律第70条第1項の適用の下で裁判所が売却を許可した財産になされた売却禁止措置の全部または一部の解除を記載する。

《② 判決により決定された一時的売却禁止措置のため定められた存続期間が満了した場合、書記は職権で登録の余白にその解除を記載する。書記は、請求する債務者に対して、解除証明書を交付する。

《③ 書記は、要求するすべての者に対して、一部解除があるときはその記載を付して、存在する登録一覧表を交付しなければならない。

《④ 解除の費用は、登録手数料に含まれる。》

【参照条文】法 art. 70, t. 8.

第186条【1955年1月4日デクレの改正】 I—土地公示の改正をもたらす1955年1月4日デクレ22号第28条第2号は以下のように追加される。

《企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律98号(第一編)第2章の適用の下で下された、企業継続計画を確定または変更する判決で、同法第70条の条件の下で債務者に属する不動産の一時的売却禁止を宣言するもの。》

II—1955年1月4日デクレ22号第32条において、《公証人、代訴士、執行吏、および北法 39 (3・303) 799

行政機関」という文言は、《公証人、代訴士、執行吏、書記および行政機関》という文言に置き換えられる。

【参照条文】法 art. 70, t. 8.

第187条【1984年5月30日デクレの改正】 商業・会社登録簿に関する1984年5月30日デクレ406号第7条第1項は、以下の規定に置き換えられる。

《商人の資格を有するすべての自然人は、その者の商事事業の開始の日から遅くとも15日の期間内に、以下のいずれかを管轄区域内に有する書記課に対して、その登録を請求しなければならない。

《1号 企業の本社がその主たる営業所と別である場合はその本社。

《2号 その主たる営業所。

《3号 営業所がないときは、その住所地または場合により・・・》（残りは変更しない。）

【参照条文】法 t. 8.

第188条【同前】 上記の1984年5月30日デクレ第8条のAにおいて、第1号と第2号の間に以下の第1号の2が挿入される。

《第1号の2－企業の本社がその主たる営業所と別である場合はその本社の住所。》

【参照条文】法 t. 8.

第189条【同前】 上記1984年5月30日デクレにおいて、以下の第36-1条が追加される。

《第36-1条－支払停止の届出、和解的整理における金融に関する約定の不履行、ならびに1985年1月25日法律98号の適用の下で企業の裁判上の更生および清算手続においてなされた以下の裁判は、登録簿に職権で記載される。

《1号 裁判上の更生手続を開始する裁判、これには管理人に付与された権限の表示を付す。

《2号 準備期間を延長する裁判。

《3号 支払停止の日付を変更する裁判。

《4号 管理人の権限を変更する裁判。

《5号 上記1985年1月25日法律第142条の適用の下で更生計画作成のために事業の継続を決定する裁判。

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳 (4)

- 《6号 準備期間中の経営貸借契約締結を許可する裁判。
 - 《7号 上記1985年1月25日法律第40条第3号の適用の下で貸付を許可し、または支払猶予に同意する裁判。
 - 《8号 更生計画の認可を一人ないし複数の理事の解任に依らしめる裁判。
 - 《9号 事業の全部ないし一部の停止を命じる裁判。
 - 《10号 継続または譲渡計画を確定する裁判。
 - 《11号 継続または譲渡計画を確定した判決を変更する裁判。
 - 《12号 裁判上の清算を宣言する裁判。
 - 《13号 債務消滅または積極財産の不足を理由とした手続終結を宣言する裁判。
 - 《14号 上記1985年1月25日法律第92条の適用の下で企業の全部譲渡の場合に手続終結を宣言する裁判。
 - 《15号 法人の債務の全部ないし一部が理事または理事の一部によって填補さるべきことを決定する裁判。
 - 《16号 個人破産または上記1985年1月25日法律第192条に定められた禁止を宣言する裁判。》
- 【参照条文】法 t. 8.

第190条【同前】 上記1984年5月30日デクレ第37条第1文において、《第35条および第36条》という文言は、《第35条、第36条および第36-1条》という文言に置き換えられる。

第191条【同前】 上記1984年5月30日デクレ第42条1. は、以下の規定に置き換えられる。

- 《1. 手続終結、あるいは破産、あるいは積極財産不足または団体解散を理由とする財産の清算、あるいは関係者による積極財産の全部委付を伴う和議に基づく裁判上の整理のときから。》

第192条【同前】 上記1984年5月30日デクレ第71条は以下の規定に置き換えられる。

- 《第71条—以下のものは伝達することはできない。
- 《1号 1986年1月1日以降に開始された手続について、
- 《a) 債務消滅を理由とする終結の場合において、裁判上の更生および清算に関して下された判決。
- 《b) 継続計画の実施および債務の集団的履行の場合ならびに上記1985年1月25

日法律第92条の適用の下で手続終結の場合において、裁判上の更生に関して下された判決。

《c） 理事がその負担とされた債務を支払った場合において、法人の債務の全部ないし一部がその理事または理事の一部により填補さるべきことを決定した判決。

《d） 債務消滅、資格剥奪の全部解放または恩赦の場合において、個人破産または上記1985年1月25日法律第192条に定められた禁止を宣言する判決。

《2号 1968年1月1日と1986年1月1日との間に開始された手続について、

《a） 債務消滅、和議の履行、復権または恩赦の場合において、裁判上の整理、財産の清算に関して下された判決、および1967年7月13日法律563号第3編第1章に定められた個人破産またはその他の制裁を宣言した判決。

《b） 理事がその負担とされた債務を支払った場合において、会社債務の全部または一部を会社理事の負担とした判決。

《c） 更生計画の実施および債務の集団的履行の場合において、訴求の暫定的停止に関して下された判決。

《3号 1968年1月1日以前の手続について、集団の利益がないこと、和議の履行、復権または恩赦を理由とした終結があった場合の破産、裁判上の清算、裁判上の整理に関して下された判決。

《4号 該当事者が不能から免除され、または復権もしくは恩赦を受けた場合の、上記第1号、第2号および第3号に定められた判決以外の判決で、商事もしくは職業上の事業の遂行、あるいは法人の経営、管理または業務執行の不能もしくは禁止をもたらす判決。

《5号 禁治産または裁判上の保佐人の任命の措置が取消された場合に禁治産または任命の判決。

《6号 財産の分割または共通財産の事前数額確定の請求ならびに民法典第1426条または第1429条に基づいて提起された請求が拒絶された場合に、それらの請求およびそれらの請求を拒絶した判決。》

【参照条文】法 t. 8.

第193条【同前】 上記1984年5月30日デクレ第76条は以下の規定に置き換えられる。

《第76条—前数条に定められた通知は、対応する登録のときから8日以内に、または主たる登録を対象とする場合は統計・経済研究国立機構による個別番号の送達の手続きを完了するまで》

1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(4)

後で、書記が作成し、官報に送付する。》

【参照条文】法 t. 8.

第194条【1983年6月10日デクレの改正】職人名簿に関する1983年6月10日デクレ487号において、以下の第10-1条に追加される。

《第10-1条—職人関係室長は、名簿に登録されている者に対する裁判上の更生および清算に関して下された裁判の職人名簿への記載を、その記載が企業の裁判上の更生および清算に関する1985年12月27日デクレ1388号により定められている場合に、職権で行う。

- ② 裁判の抄本は、手続を開始した裁判所の書記が、管轄する職人関係室長に送付する。
- ③ 本デクレ第10条に規定されたアレテは、職人名簿に記載された裁判の一覧表ならびにその裁判の伝達方法を定める。》

【参照条文】法 t. 8.

第7編—経過規定

第195条【預金供託金庫に振り込まれた財産】裁判上の整理または財産の清算手続において、管財人が1986年1月1日以降に預金供託金庫の預金口座への振り込みをした場合、同一の手続において既に供託されていた財産は、主任官の許可により預金口座に振り替えられる。

- ② しかしながら、債務者に支払われるべき財産が裁判上の整理または財産の清算手続の開始以前に第三者によって供託されていた場合、その財産は債務者の名義で開設された供託口座に据え置かれる。
- ③ 1967年12月22日デクレ1120号第25条および第86条は、本条に従い預金口座に振り込まれ、または供託された財産に適用されない。

【参照条文】法 art. 240.

第8編—最終規定

第196条【廃止規定】以下の規定は廃止される。

1号 裁判上の整理、財産の清算および個人破産についての1967年12月22日デクレ1120号。

2号 1973年1月2日デクレ12号により改正された、一定の企業の経済および金融に関する更生を容易にするための1967年9月23日オールドナンス820号により制定された訴求の暫定的停止および債務の集団的履行の手続についての処理を管轄する裁判所を定める1967年12月31日デクレ1254号。

3号 一定の企業の経済および金融に関する更生を容易にするための1967年12月31日デクレ1255号。

【参照条文】法 art. 238.

第197条【海外領土への適用】本デクレは、労働法典L. 143-11-4条に規定された組織に関する規定を除き、マヨット地域共同体に適用される。

【参照条文】法 art. 242.

第198条【本デクレの不遡及】本デクレの規定は、1985年1月25日法律第240条第2項、第3項および第4項の留保の上で、上記第195条を除き、その施行後に開始された手続にのみ適用される。

【参照条文】法 art. 240.

第199条【新法および本デクレの施行日】1985年1月25日法律98号および本デクレの規定は1986年1月1日に施行される。

【参照条文】法 art. 243.

第200条【最終規定】経済・金融・予算大臣、国璽尚書、司法大臣、内務・地方分権大臣、社会問題・国民連帯大臣、政府報道官、商業・手工業・観光大臣、労働・雇用・職業訓練大臣、内務・地方分権大臣付海外県・海外領土担当政務次官は、その所管事項に関して、本デクレの執行の責務を負い、本デクレはフランス共和国官報に公示される。

【参照条文】法 art. 243.

(1985年12月27日デクレ1388号終わり)